

異体字の眩暈

いたいじのこうや

オ三夜 「葛」字攷

安岡孝一

- 1946年11月16日
内閣が「当用漢字表」1850字を告示
- 1949年4月28日
内閣が「当用漢字字体表」1850字を告示
- 1969年8月1日
JIS Z 8903「機械彫刻用標準書体(当用漢字)」制定
- 1977年1月21日
国語審議会が「新漢字表試案」1900字を発表
- 1978年1月1日
JIS C 6226「情報交換用漢字符号系」制定
- 1981年3月23日
国語審議会が「常用漢字表」1945字を答申
- 1981年10月1日
内閣が「常用漢字表」1945字を告示
- 1983年9月1日
JIS C 6234「ドットプリンタ用24ドット字形」制定
JIS C 6226「情報交換用漢字符号系」改正
- 1984年3月1日
JIS Z 8903「機械彫刻用標準書体(常用漢字)」改正
- 1994年7月6日
国語審議会が、常用漢字以外の字体に関するワーキンググループを発足
- 1998年6月24日
国語審議会が「表外漢字字体表試案」を中間報告
- 2000年12月8日
国語審議会が「表外漢字字体表」を答申
- 2004年2月20日
JIS X 0213「7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張文字集合」改正
- 2010年6月7日
文化審議会が「常用漢字表」2136字を答申
- 2010年11月30日
内閣が「常用漢字表」2136字を告示



東京府 告 示		
<p>◎東京府告示第三十三號</p> <p>左記町村ヲ廢シテ其ノ區域ヲ東京府ニ編入シ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">東京府知事 藤 沼 庄 平</p> <p>荏原郡 品川町、大崎町、目黒町、世田谷町、松澤村、荏原町、神奈川町、玉川町、駒澤町、馬込町、東横町、矢口町、池上町、入新井町、大井町、大森町、蒲田町、六郷町、羽田町</p> <p>豊多摩郡 大久保町、戸塚町、荻谷町、澁谷町、澁谷町、代々木町、千駄ヶ谷町、中野町、野方町、和田堀町、杉並町、非徒町、高井戸町</p> <p>北葛飾郡 南千住町、三河島町、尾久町、日暮町、瀧野川町、東鴨町、西東鴨町、王子町、岩淵町、志村、板橋町、高田町、長崎町、中新井町、上板橋町、練馬町、練馬町、赤塚村、石神井村、大塚村</p> <p>青丘郡 千住町、西新井町、江北村、合人村、梅島町、綾瀬村、東堀江村、花畑村、堀江村、伊興村</p>	<p>葛飾郡 小倉町、松江町、葛西村、瑞江村、鹿本村、篠崎村、小倉町、金町、水元村、新宿町、奥戸町、赤羽町、本出町、鷺野村、南葛飾町、隅田町、寺島町、鶴戸町、大島町、砂町</p> <p>◎東京府告示第三十一號</p> <p>荏原郡品川町外八十二箇町村ヲ廢シテ其ノ區域ヲ東京府ニ編入スルニ付之ニ伴フ東京府ノ區域設置ノ通定メ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">東京府知事 藤 沼 庄 平</p> <p>一、品川區 荏原郡品川町、大崎町、大井町ノ地域ヲ以テ新ニ品川區ヲ置ク</p> <p>一、目黒區 荏原郡目黒町、神奈川町ノ地域ヲ以テ新ニ目黒區ヲ置ク</p> <p>一、荏原區 荏原郡荏原町ノ地域ヲ以テ新ニ荏原區ヲ置ク</p> <p>一、大森區 荏原郡馬込町、東横町、池上町、入新井町、大森町ノ地域ヲ以テ新ニ大森區ヲ置ク</p> <p>一、蒲田區 荏原郡大井町、蒲田町、六郷町、羽田町ノ地域ヲ以テ新ニ蒲田區ヲ置ク</p> <p>一、世田谷區 荏原郡世田谷町、松澤村、玉川町、駒澤町ノ地域ヲ以テ新ニ世田谷區ヲ置ク</p>	<p>一、澁谷區 豊多摩郡澁谷町、代々木町、千駄ヶ谷町ノ地域ヲ以テ新ニ澁谷區ヲ置ク</p> <p>一、澁谷區 豊多摩郡大久保町、戸塚町、荻谷町ノ地域ヲ以テ新ニ澁谷區ヲ置ク</p> <p>一、中野區 豊多摩郡中野町、野方町ノ地域ヲ以テ新ニ中野區ヲ置ク</p> <p>一、杉並區 豊多摩郡和田堀町、杉並町、高井戸町ノ地域ヲ以テ新ニ杉並區ヲ置ク</p> <p>一、豊島區 北葛飾郡荒川町、西東鴨町、長崎町ノ地域ヲ以テ新ニ豊島區ヲ置ク</p> <p>一、瀧野川區 北葛飾郡瀧野川町ノ地域ヲ以テ新ニ瀧野川區ヲ置ク</p> <p>一、荒川區 北葛飾郡南千住町、三河島町、尾久町、日暮町ノ地域ヲ以テ新ニ荒川區ヲ置ク</p> <p>一、王子區 北葛飾郡王子町、岩淵町ノ地域ヲ以テ新ニ王子區ヲ置ク</p> <p>一、板橋區 北葛飾郡志村、板橋町、中新井町、上板橋町、練馬町、上練馬町、赤塚村、石神井村、大塚村ノ地域ヲ以テ新ニ板橋區ヲ置ク</p>

<p>一、足立區 南足立郡千住町、西葛飾、江北村、合人村、梅島町、綾瀬村、東堀江村、花畑村、堀江村、伊興村ノ地域ヲ以テ新ニ足立區ヲ置ク</p> <p>一、向島區 南葛飾郡喜喜町、隅田町、寺島町ノ地域ヲ以テ新ニ向島區ヲ置ク</p> <p>一、城東區 南葛飾郡鶴戸町、大島町、砂町ノ地域ヲ以テ新ニ城東區ヲ置ク</p> <p>一、葛飾區 南葛飾郡金町、水元村、新宿町、奥戸町、本出町、鷺野村、南葛飾町ノ地域ヲ以テ新ニ葛飾區ヲ置ク</p> <p>一、江戸川區 南葛飾郡小倉町、松江町、葛西村、瑞江村、鹿本村、篠崎村、小倉町ノ地域ヲ以テ新ニ江戸川區ヲ置ク</p> <p>◎東京府告示第三十二號</p> <p>南葛飾郡行幸第二條及業議院議員選舉法施行令第七十六條第二項ニ依リ左ノ議事堂ハ本年六月執行ス</p> <p>一、府會議員選舉ニ於テ選舉運動ノ爲ニ便宜セシムルニ付禁止ス</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">東京府知事 藤 沼 庄 平</p> <p>八王子市會議事堂 東京市小石川區會議事堂 南葛飾郡小井町會議事堂</p> <p>◎南葛飾郡區府會議員選舉告示第二十七號</p> <p>昭和七年五月二十四日左ノ府會議員候補者届出アリ</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">南葛飾郡區府會議員選舉長</p> <p style="text-align: center;">地方事務官 村 田 五 郎</p>	<p>議員候補者 小原 厚 職 業 地 主 住 所 東京府荏原郡池上町大字久ヶ原三百二十三番地</p> <p>生 年 月 日 明治十四年十二月十七日</p> <p>選 舉 昭和七年六月十日執行ノ東京府會議員選舉</p> <p>◎豊多摩郡區府會議員選舉告示第二十二號</p> <p>昭和七年五月二十四日左ノ府會議員候補者届出アリ</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">豊多摩郡區府會議員選舉長</p> <p style="text-align: center;">地方事務官 山 田 武 雄</p> <p>議員候補者 大出庄太郎 職 業 電氣玩具販賣業 住 所 東京府豊多摩郡大久保町西大久保二百十八番地</p> <p>生 年 月 日 明治三年十一月二十日</p> <p>選 舉 昭和七年六月十日執行ノ東京府會議員選舉</p> <p>◎豊多摩郡新選區府會議員選舉告示第二十三號</p> <p>昭和七年五月二十四日左ノ府會議員候補者届出アリ</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">豊多摩郡新選區府會議員選舉長</p> <p style="text-align: center;">地方事務官 山 田 武 雄</p> <p>議員候補者 藤 沼 庄 平 職 業 信託業 住 所 東京府豊多摩郡杉並町大字阿佐ヶ谷四</p>	<p>百五十二番地</p> <p>生 年 月 日 明治十二年十二月二日</p> <p>選 舉 昭和七年六月十日執行ノ東京府會議員選舉</p> <p>◎豊多摩郡選區府會議員選舉告示第二十四號</p> <p>昭和七年五月二十四日左ノ府會議員候補者届出アリ</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">豊多摩郡選區府會議員選舉長</p> <p style="text-align: center;">地方事務官 山 田 武 雄</p> <p>議員候補者 伊藤金左門 職 業 地 主 住 所 東京府豊多摩郡中野町神田四十三番地</p> <p>生 年 月 日 明治十八年十二月十七日</p> <p>選 舉 昭和七年六月十日執行ノ東京府會議員選舉</p> <p>◎南葛飾郡選區府會議員選舉告示第二十七號</p> <p>昭和七年五月二十四日左ノ府會議員候補者届出アリ</p> <p style="text-align: center;">昭和七年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">南葛飾郡選區府會議員選舉長</p> <p style="text-align: center;">地方事務官 中 西 隆 雄</p> <p>議員候補者 織本利(通稱織本 四) 職 業 全國商業大會東京支店支店長兼金庫肥長</p> <p>住 所 東京府南葛飾郡南千住町目黒九十八番地 伊藤洋行</p> <p>生 年 月 日 明治三十三年二月九日</p> <p>選 舉 昭和七年六月十日執行ノ東京府會議員選舉</p>
---	--	---

図 1: 東京府に葛飾區を設置 (1932 年 10 月 1 日)
[警視廳・東京府公報, 號外 (1932 年 5 月 24 日), pp.1-2.]

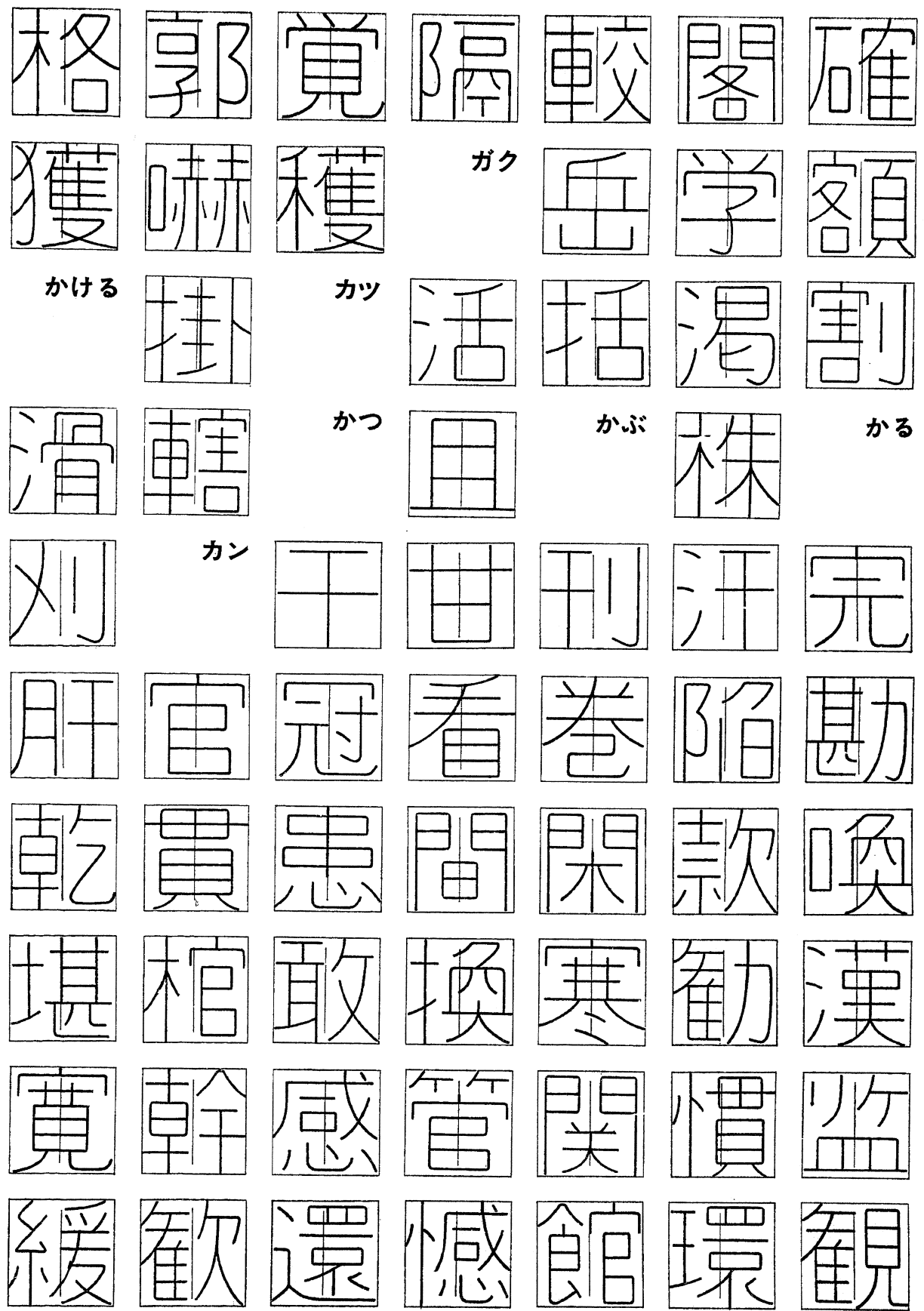


図 3: JIS Z 8903 「機械彫刻用標準書体 (当用漢字)」 制定 (1969 年 8 月 1 日)

	まなぶ	学ぶ	
岳 (嶽)	ガク	岳父, 山岳	
	たけ	〇〇岳	
楽 (樂)	ガク	楽隊, 楽器, 音楽	神楽(かぐら)
	ラク	楽園, 快楽, 娯楽	
	たのしい	楽しい, 楽しさ, 楽しげだ	
	たのしむ	楽しむ	
額	ガク	額縁, 金額, 前額部	
	ひたい	額	
掛	かける	掛ける	↔懸ける, 架ける
	かかる	掛かる	↔係る, 懸かる, 架かる
	かかり	掛	↔係
○ 潟	かた	干潟, 〇〇潟	
括	カツ	括弧, 一括, 包括	
活	カツ	活動, 活力, 生活	
渴 (渴)	カツ	渴望, 渴水	
	かわく	渴く, 渴き	↔乾く
割	カツ	割愛, 割拠, 分割	
	わる	割る	
	わり	割がいい, 割合, 割に, 五割	
	われる	割れる, ひび割れ	
	さく	割く	↔裂く
滑	カツ	滑走, 滑降, 円滑	
	すべる	滑る, 滑り	
	なめらか	滑らかだ	
○ 褐 (褐)	カツ	褐色, 茶褐色	
轄	カツ	管轄, 所轄, 直轄	
株	かぶ	株, 株式	
刈	かる	刈る, 刈り入れ	
干	カン	干涉, 干潮, 若干	
	ほす	干す, 干し物	
	ひる	干上がる, 干物, 潮干狩り	
刊	カン	刊行, 発刊, 週刊	

図 4: 新漢字表試案 (国語審議会中間報告, 1977年1月21日)

18区 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
 01 押 旺 横 欧 殴 王 翁 襖 鶯 鷗 黄 岡 沖 荻 億 屋 憶 臆 桶
 19 61-31 61-56 82-84 49-53
 20 牡 乙 俺 卸 恩 温 穩 音 下 化 佞 何 伽 伽 佳 加 可 嘉 夏 嫁
 39 オツ おれ おろし オン カ 48-81 49-11
 40 家 寡 科 暇 果 架 歌 河 火 珂 禍 禾 稼 箇 花 苛 茄 荷 華 菓
 59
 60 蝦 課 嘩 貨 迦 過 霞 蚊 俄 峨 我 牙 画 臥 芽 蛾 賀 雅 餓 駕
 79 75-86 54-22 65-33
 80 介 会 解 回 塊 壞 廻 快 怪 悔 恢 懷 戒 拐 改
 94 カイ 48-82 75-27 49-37 52-53 55-63 56-71

19区 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
 01 魁 晦 械 海 灰 界 皆 絵 芥 蟹 開 階 貝 凱 劾 外 咳 害 崖
 19 69-73 74-23
 20 慨 概 涯 碍 蓋 街 該 鎧 骸 湮 馨 蛙 垣 柿 蠣 鈎 劃 嚇 各 廓
 39 67-08 66-21 72-68 73-58 78-76
 40 拉 攪 格 核 殼 獲 確 穫 覺 角 赫 較 郭 閣 隔 革 学 岳 樂 額
 59 58-18 57-88 61-55 75-20 53-60 54-54 60-59
 60 顎 掛 笠 檉 樞 梶 鰍 瀉 割 喝 恰 括 活 渴 滑 葛 裼 轄 且 鯉
 79 かけ かさ かし かし かじか かつ かつ かつお
 80 叶 椀 樺 鞞 株 兜 竈 蒲 釜 鎌 嚙 鴨 栢 茅 萱
 94 かない かば かばん かぶ かぶと かま 67-62 78-61

図 5: JIS C 6226 「情報交換用漢文字符号系」制定(1978年1月1日)

確	カク たしか たしかめる	確定, 確認, 正確 確かた, 確かさ 確かめる	
獲	カク える	獲得, 捕獲, 漁獲高 獲る, 獲物	↔得る
嚇	カク	威嚇	
穫	カク	収穫	
学 (學)	ガク まなぶ	学習, 科学, 大学 学ぶ	
岳 (嶽)	ガク たけ	岳父, 山岳 〇〇岳	
楽 (樂)	ガク ラク たのしい たのしむ	楽隊, 楽器, 音楽 楽園, 快樂, 娯楽 楽しい, 楽しさ, 楽しげだ 楽しむ	神楽(かぐら)
額	ガク ひたい	額縁, 金額, 前額部 額	
掛	かける かかる かかり	掛ける 掛かる 掛	↔懸ける, 架ける ↔係る, 懸かる, 架かる ↔係
渴	かた	干渴, 〇〇渴	
括	カツ	括弧, 一括, 包括	
活	カツ	活動, 活力, 生活	
喝 (喝)	カツ	喝破, 一喝, 恐喝	
渴 (渴)	カツ かわく	渴望, 渴水 渴く, 渴き	↔乾く
割	カツ わる わり	割愛, 割拠, 分割 割る 割がいい, 割合, 割に, 五割	

図 6: 常用漢字表 (官報告示)
[官報, 号外第 88 号 (1981 年 10 月 1 日), pp.2-77.]



図7: JIS C 6234「ドットプリンタ用24ドット字形」制定(1983年9月1日)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
01 19		押	旺	横	欧	殴	王	翁	襖	鶯	鷗	黄	岡	冲	荻	億	屋	憶	臆	桶
				61-31	61-56				82-84			おか	おき	おき	オク				おけ	
20 39	おす	オツ	おれ	おろし	オン	温	穩	音	下	化	佞	何	伽	伽	佳	加	可	嘉	夏	嫁
							67-51		カ		48-81			49-11						
40 59	家	寡	科	暇	果	架	歌	河	火	珂	禍	禾	稼	箇	花	苛	茄	荷	華	菓
60 79	蝦	課	嘩	貨	迦	過	霞	蚊	俄	峨	我	牙	画	臥	芽	蛾	賀	雅	餓	駕
			75-86							カ	ガ		65-33							
80 94	介	会	解	回	塊	壞	廻	快	怪	悔	恢	懷	戒	拐	改					
	カイ		48-82	75-27	49-37	52-53			55-63			56-71								

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
01 19		魁	晦	械	海	灰	界	皆	繪	芥	蟹	開	階	貝	凱	劾	外	咳	害	崖
									69-73		74-23			かい	ガイ					
20 39	慨	概	涯	碍	蓋	街	該	鎧	骸	涇	馨	蛙	垣	柿	蛎	鈎	劃	嚇	各	廓
				67-08	66-21	72-68				かいり	かおり	かえる	かき		かき	カク				
40 59	扞	攪	格	核	殼	獲	確	穫	覺	角	赫	較	郭	閣	隔	革	学	岳	樂	額
					61-55				75-20								53-60	54-54	60-59	
60 79	顎	掛	笠	櫛	櫃	梶	鯁	割	喝	恰	括	活	渴	滑	葛	褐	轄	且	鯉	
		かけ	かさ	かし	かじ	かじか	かた	カツ										かつ	かつお	
80 94	叶	椀	樺	鞞	株	兜	竈	蒲	釜	鎌	啣	鴨	栢	茅	萱					
	かない	かば	かばん	かぶ	かぶと	かま				かみ	かも	かや								
							67-62		78-61											

図 8: JIS C 6226 「情報交換用漢字符号系」改正(1983年9月1日)

カク	各	角	抗	革	格	核
殼	郭	覓	較	隔	閣	確
獲	赫	穫	ガク	学	岳	樂
額	かける	掛	かた	湯	カツ	括
活	喝	渴	割	滑	褐	轄
かつ	且	かぶ	株	かる	刈	
カン	干	刑	甘	汗	缶	完
肝	官	冠	卷	看	陷	乾
勘	患	貫	寒	喚	堪	換
敢	棺	款	間	閑	勸	寬

図 9: JIS Z 8903 「機械彫刻用標準書体 (常用漢字)」 改正 (1984年3月1日)

No.	印刷標準字体	音訓	簡易慣用字体	問題点
121	晦	カイ		点画の増減
122	葛	カツ		点画の増減
123	諫	カン		点画の増減
124	卉	キ	卉	点画の増減
125	徽	キ		点画の増減
126	汲	キュウ		点画の増減
127	嘘	キョ		点画の増減
128	筐	キョウ		点画の増減
129	僅	キン		点画の増減
130	隙	ゲキ	隙	点画の増減
131	薯	ショ		点画の増減
132	藪	ショ		点画の増減
133	疏	ソ		点画の増減
134	搔	ソウ	搔	点画の増減
135	歎	タン		点画の増減
136	灘	タン		点画の増減
137	箸	チョ		点画の増減
138	儲	チョ		点画の増減
139	瀦	チョ		点画の増減
140	抄	チョク		点画の増減
141	堵	ト		点画の増減
142	屠	ト		点画の増減
143	賭	ト		点画の増減
144	牌	ハイ		点画の増減
145	稗	ハイ		点画の増減
146	挽	バン		点画の増減
147	脾	ヒ		点画の増減
148	痺	ヒ		点画の増減
149	瀕	ヒン		点画の増減
150	婉	ベン		点画の増減

図 11: 表外漢字字体表試案 (国語審議会中間報告, 1998年6月24日)

No.	音訓	印刷標準	簡易慣用	備考
121	ガイ	鎧		
122	カク	喀		
123	カク	廓		
124	カク	擱		
125	カク	攪	攪	
126	ガク	愕		
127	ガク	萼		
128	ガク	諤		
129	ガク	顎		
130	ガク	鰐		
131	かし	檉		
132	かすり	絝		
133	カツ	筈		
134	カツ	葛		
135	カツ	闊		
136	かつお	鯉		
137	かや	萱		
138	カン	奸		
139	カン	串		
140	カン	旱		
141	カン	函		
142	カン	咸		
143	カン	姦		
144	カン	宦		
145	カン	柑		
146	カン	竿		
147	カン	悍		
148	カン	桓		
149	カン	涵		
150	カン	菅		
151	カン	嵌		
152	カン	鉗		
153	カン	澗		
154	カン	翰		
155	カン	諫		
156	カン	瞰		
157	カン	韓		*
158	カン	檻		
159	カン	灌		
160	ガン	玩		
161	ガン	雁		
162	ガン	翫		
163	ガン	頷		
164	ガン	癌		
165	ガン	贗		
166	キ	几		
167	キ	卉		* 卉
168	キ	其		
169	キ	祁		3 部首
170	キ	耆		
171	キ	埼		
172	キ	悸		
173	キ	揆		
174	キ	毀		
175	キ	箕		
176	キ	畿		
177	キ	窺		
178	キ	諱		*
179	キ	徽		
180	キ	櫃		

図 12: 表外漢字字体表 (国語審議会答申, 2000 年 12 月 8 日)

面区点 位置	改正後 字形	改正前 字形	面区点 位置	改正後 字形	改正前 字形	面区点 位置	改正後 字形	改正前 字形	面区点 位置	改正後 字形	改正前 字形
1-16-9	逢	逢	1-19-2	晦	晦	1-22-91	櫛	櫛	1-26-71	榭	榭
1-16-18	芦	芦	1-19-10	蟹	蟹	1-22-93	屑	屑	1-27-7	薩	薩
1-16-27	飴	飴	1-19-75	葛	葛	1-23-9	彙	彙	1-27-10	鯖	鯖
1-16-78	溢	溢	1-19-83	鞆	鞆	1-23-23	邗	邗	1-27-12	鯖	鯖
1-16-81	茨	茨	1-19-88	釜	釜	1-23-68	隙	隙	1-27-13	鮫	鮫
1-16-83	鰯	鰯	1-20-45	翰	翰	1-23-81	倦	倦	1-27-33	餐	餐
1-16-92	淫	淫	1-20-69	翫	翫	1-23-94	捲	捲	1-28-61	杓	杓
1-17-10	迂	迂	1-21-11	徽	徽	1-24-3	牽	牽	1-28-62	灼	灼
1-17-25	厩	厩	1-21-32	祇	祇	1-24-16	鍵	鍵	1-29-22	酋	酋
1-17-29	樽	樽	1-21-66	汲	汲	1-24-33	諺	諺	1-29-61	楯	楯
1-17-34	餌	餌	1-21-68	灸	灸	1-25-11	巷	巷	1-29-82	薯	薯
1-18-8	襖	襖	1-21-72	笈	笈	1-25-28	梗	梗	1-29-83	薯	薯
1-18-64	迦	迦	1-22-10	卿	卿	1-25-49	膏	膏	1-30-5	哨	哨
1-18-71	牙	牙	1-22-34	饗	饗	1-25-84	鵠	鵠	1-30-68	鞘	鞘
1-18-86	廻	廻	1-22-47	僅	僅	1-25-89	甑	甑	1-30-83	杖	杖
1-18-90	恢	恢	1-22-84	喰	喰	1-26-21	叉	叉	1-31-10	蝕	蝕

図 13: JIS X 0213 「7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張文字集合」改正
 [JIS 漢字コード表の改正について, 経済産業省 (2004年2月20日).]

<p>平成十五年七月二十六日の宮城県北部の地震による災害で、次に掲げる町の区域に係るもの イ 宮城県桃生郡矢本町、河内町及び鳴瀬町 ロ 宮城県宮城郡松島町</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十五年八月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの イ 北海道勇払郡徳別町、沙流郡日高町及び平取町、新冠郡新冠町並びに中川郡本別町、長野郡下伊那郡清内路村及び大鹿村、和歌山県西牟婁郡中辺路町、徳島県勝浦郡上勝町、麻植郡美郷村、美馬郡一宇村及び木屋平町並びに三好郡西祖谷山村、愛媛県越智郡魚島村、高知県高岡郡梺原町、大分県西国東郡大田村並びに宮崎県東臼杵郡南郷村 ロ 北海道沙流郡門別町</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置 法第三条、第四条、第六条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十五年八月十三日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの イ 岐阜県恵那郡串原村 ロ 新潟県東蒲原郡鹿瀬町、長野県上伊那郡長谷村、静岡県田方郡土肥町及び愛媛県越智郡宮窪町</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十五年八月二十五日及び同月二十六日の豪雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの イ 秋田県北秋田郡上小阿仁村及び山本郡琴丘町 ロ 秋田県南秋田郡五城目町、長崎県北松浦郡福島町並びに熊本県天草郡龍ヶ岳町及び倉岳町</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十五年九月十日から同月十四日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの イ 北海道礼文郡礼文町、高知県高岡郡大野見村、長崎県南松浦郡三井楽町及び上県郡峰町並びに鹿児島県鹿嶋郡十島村 ロ 長崎県南松浦郡玉之浦町 ハ 石川県鹿島郡能登島町並びに高知県土佐郡本川村及び吾川郡吾北村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考 一 この表に掲げる区域は、平成十五年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。 二 平成十五年九月二十一日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同日十時に北緯二十二度二十五分東経百二十八度三十分）において台風となった熱帯低気圧（同日二十三日に北緯四十一度東経百五十六度）において温帯低気圧となったものをいう。 三 平成十五年五月二十九日から同月三十一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第四号（同日二十六日に北緯十五度五十分東経百十八度五十分）において台風となった熱帯低気圧（同日三十一日に北緯三十三度五十分東経百三十三度十分）において温帯低気圧となったものをいう。 四 平成十五年六月十七日から同月十九日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第六号（同日十三日に北緯三十七度三十分東経百三十三度四十分）において温帯低気圧となったものをいう。 五 平成十五年八月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十号（同日三日に北緯十三度二十五分東経百三十九度三十分）において台風となった熱帯低気圧（同日十日に北緯四十二度五十分東経百四十三度四十分）において温帯低気圧となったものをいう。 六 平成十五年九月十日から同月十四日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十四号（同日六日に北緯十六度三十分東経百四十一度三十分）において台風となった熱帯低気圧（同日十四日に北緯四十六度東経百四十一度三十分）において温帯低気圧となったものをいう。 （都道府県に係る特例） 第一条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三十三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七十一条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。 附 則 この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>

省 令

○環境省令第 二 号
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年三月十二日

環 境 省 令

環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総務府令第四百十号）の一部を次のように改正する。
第二条中第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

告 示

○総務省告示第九十六号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条の規定により、奈良県北葛城郡新庄町及び同郡当麻町を廃し、その区域をもって葛城市を設置する旨、奈良県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十六年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年三月十二日
総務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 河村 建夫
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 亀井 善之
国土交通大臣 石原 伸晃

四 独立行政法人国立環境研究所に対し、試験研究等の用に供するため機械器具等を貸し付けるとき。
附 則
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

図 14: 奈良県に葛城市が誕生 (2004 年 10 月 1 日)

[官報, 第 3808 号 (2004 年 3 月 12 日), p.4.]

掛	かける かかる かかり	掛ける 掛かる 掛	⇨ 懸ける, 架ける, 賭ける ⇨ 係る, 懸かる, 架かる ⇨ 係
漚	かた	干漚, ○○漚	
括	カツ	括弧, 一括, 包括	
活	カツ	活動, 活力, 生活	
喝(喝)	カツ	喝破, 一喝, 恐喝	
渴(渴)	カツ かわく	渴望, 渴水 渴く, 渴き	⇨ 乾く
割	カツ わる わり われる さく	割愛, 割拠, 分割 割る 割がいい, 割合, 割に, 五割 割れる, ひび割れ 割く	⇨ 裂く
葛	カツ くず	葛藤 葛, 葛湯	* [(付) 第2の3参照]
滑	カツ コツ すべる なめらか	滑走, 滑降, 円滑 滑稽 滑る, 滑り 滑らかだ	
褐(褐)	カツ	褐色, 茶褐色	
轄	カツ	管轄, 所轄, 直轄	
且	かつ	且つ	
株	かぶ	株, 株式	
釜	かま	釜	
鎌	かま	鎌, 鎌倉時代	
刈	かる	刈る, 刈り入れ	

図 15: 常用漢字表 (官報告示)

[官報, 号外第 250 号 (2010 年 11 月 30 日), pp.7-88.]